

## 小山町森村橋の設置及び管理に関する条例（案）について

### 1 政策の趣旨

国登録有形文化財「森村橋」の保護や、文化財を有効活用したまちづくりを推進するため、森村橋の設置及び管理について必要な事項を制定するものです。

### 2 公表するもの

以下の条例案の内容を公表し、パブリックコメントを求めるものです。

(1) 森村橋の名称、位置、施設について定めます。

(2) 禁止行為に関する規定を設けます。

(3) 行為の種類と使用料は下記のとおりとします

区分	行為等	単位	金額
1	物品の販売又は頒布、募金、演説、宣伝、興業、勧誘その他これらに類する行為	1日につき	200円
2	業として写真又は映像の撮影及びその行為のための施設の利用	1日につき	600円
3	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのための施設の全部又は一部を独占する利用	1日につき	600円
4	工作物又は物件の設置（数えられるもの）	1件1日につき	10円
5	工作物又は物件の設置（規模によるもの）	1m <sup>2</sup> 1日につき	150円
6	その他の行為、設置物件	教育委員会がその都度定める	

(4) 指定管理者による管理運営が出来る規定を設けます。

(5) 原状回復に関する規定を設けます。

(6) 損害賠償に関する規定を設けます。

(7) 罰則に関する規定を設けます。